

第 68 回国民体育大会（東京都）実施要項総則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

第 68 回国民体育大会は、多摩・島しょ地域を中心に東京都全域を舞台としてアスリートの夢が羽ばたく大会とするとともに、第 13 回全国障害者スポーツ大会との共通愛称である「スポーツ祭東京 2013」のもと一つの祭典として障害のある人とない人の連帯の輪を広げ、スポーツの素晴らしさや様々な可能性を広く国民にアピールすることでスポーツへの共感を生み出し、スポーツムーブメントの醸成により誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむことができる社会の実現を目指し、開催するものである。

東日本大震災からの復興に向かう我が国において、スポーツの力で被災地の人々を元気づけ、東京オリンピック・パラリンピックにつながる大会となるよう、都民をあげて開催する。

実施方針

1 実施競技

正式競技	公開競技
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ	高等学校野球 ビーチバレー トライアスロン

2 会期及び会場

会期	会場
平成 25 年 9 月 28 日（土） ～10 月 8 日（火） 〔11 日間〕	港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、北区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、三宅村、八丈町、埼玉県長瀨町、千葉県印西市
※水泳・ボート・ビーチバレー競技会は下記日程内で実施 平成 25 年 9 月 11 日（水） ～15 日（日） 〔5 日間〕	江東区、渋谷区、江戸川区、新島村、神津島村

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるドーピング防止活動（ドーピング検査及びドーピング防止教育啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本ドーピング防止規程」及び別に定める「国民体育大会ドーピング防止活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療目的使用にかかる除外措置」（TUE）に係る手続きを行うこと。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 68 回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に 1 年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学 3 年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号（イ）に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第 66 回又は第 67 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第 66 回又は第 67 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 平成 24 年度に「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）
[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 平成24年度に「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(イ) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

なお、第68回大会における特例として、以下の者の取り扱いについて、各競技において別に定める。（23頁「第68回国民体育大会における監督への公認スポーツ指導者資格の義務付けに係る取り扱いについて」参照）

(ア) 平成24年度公認スポーツ指導者養成講習会の修了者（平成25年10月1日付認定予定者）

(イ) 平成25年度公認スポーツ指導者養成講習会の受講者

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成25年4月30日以前から本大会終了時（平成25年10月8日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合
- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合

[少年種別]

- a 「一家転住」した場合
- b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、平成7年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、平成7年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成25年4月1日を基準とする。

イ 日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者）とする。

- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

- (1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- ア 居住地を示す現住所
- イ 勤務地
- ウ ふるさと

- (2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

- (3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- (4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (6) 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③)に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域の参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体育協会」という。)及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、開催基準要項細則第3項及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

(1) 対象者

- ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む。)と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

[注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第30回オリンピック競技大会(2012年・ロンドン)に参加した者
- (2) 平成25年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者
 - ア JOC アスリートプログラム強化指定選手
 - イ 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者
 - ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成25年4月30日以前から大会終了時まで引き続き、住民票又は外国人登録原票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む。）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成25年4月30日以前から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③の通りとする。

別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

- (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- (ア) 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の学校教育法第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
 - (イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 25 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。
- (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 66 回及び第 67 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- (ア) 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
- (イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 25 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 68 回大会に参加した者が、第 69 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

- 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合
- (3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地
- ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成23～24年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、少数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	—	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

〔注〕「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
①平成 25 年 8 月 22 日（木）	水泳、ボート、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、ビーチバレー、トライアスロン
②平成 25 年 8 月 28 日（水）	柔道
③平成 25 年 9 月 4 日（水）	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、高等学校野球

- (4) 参加申込様式は、日本体育協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、次のア～ウ宛に所定の様式にて届け出なければならない。
 - ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局
 - イ スポーツ祭東京2013実行委員会事務局
 - ウ スポーツ祭東京2013各競技会場地区市町村実行委員会事務局

なお、日本体育協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 本大会に選手団（視察員を除く。）を派遣する都道府県体育協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入する。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	1,500 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	2,000 円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会できりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日

平成 25 年 9 月 4 日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本体育協会

11 宿泊申込

大会参加者は、スポーツ祭東京 2013 実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 参加選手団本部役員編成及び視察員

- (1) 参加選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

- (4) 参加選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

- (5) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、平成 26 年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している県については、長崎県 100 名以内、和歌山県及び岩手県 60 名以内、愛媛県及び福井県 40 名以内とする。

13 大会参加章、大会参加記念章及び視察員章の交付

大会参加章、大会参加記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章

都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員

- (2) 大会参加記念章
デモンストレーションとしてのスポーツ行事参加者
- (3) 視察員章
視察員

14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、大会参加記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

15 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本体育協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要領を作成する。
なお、日本体育協会および中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。
なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本体育協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。
なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。
- (7) 競技運営に差し支えない限り、東京都選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

16 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人当たり1,000円）を、日本体育協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については別途日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

17 文化プログラム

文化プログラムは、次表のとおりとし、実施については、「文化プログラム実施基準」に基づくものとする。

平成 25 年 2 月 28 日現在

プログラム名	会場地
出光美術館 展覧会「江戸の狩野派-優美への革新-	千代田区
東京囲碁フェスタ 2014	
三井記念美術館 特別展「国宝「卯花塙」と桃山の名陶 -志野・黄瀬戸・瀬戸黒・織部-	中央区
東京みなと祭	
東京大茶会	港区
東京文化財ウィーク 2013 参加企画展（展示の名称等は検討中）	
喜多方ふるさと観光物産展	
がんばっぺ！いわき 震災復興元気市	
つくば市@ばるーん	新宿区
秩父宮記念スポーツ博物館常設展示	
大江戸舞祭 2013～13 回本祭り～	
東京愛らんどフェア	
全国スポーツ写真展	
「東京（多摩）ブランドで活性化」 & 「スポーツと発明」の講演展示（仮称）	文京区
都民と消防のふれあいコンサート	
野球体育博物館常設展	
日本サッカーミュージアム常設展	
「文化財ウィーク」東京都指定有形文化財（古文書）「上水記」の一般公開	台東区
水道歴史展	
台東区立書道博物館「中村不折コレクション 江戸時代特集（仮称）」	
台東区立一葉記念館 特別展「The 萩の舎～樋口一葉 文学の土壌～」 （仮称）	墨田区
納涼の夕べ	
月見の会	
墨堤さくらまつり	
忠臣蔵関連イベント	江東区
東京国際消防防災展 2013 【同時開催】危機管理産業展（RISCON TOKYO）2013	
東京消防出初式	品川区
ダンスフェスティバル	
芸能 花舞台	
品川区民芸術祭 2013	
邦楽の調べ	
子どもフェスティバル	
心あったかコンサート	
ライブサーカス	

プログラム名	会場地	
第37回目黒区民まつり	目黒区	
大田区立郷土博物館 「川瀬巴水～生誕130年記念展～(仮称)」	大田区	
第36回せたがやふるさと区民まつり	世田谷区	
世田谷アートフリマ		
三茶 de 大道芸		
エビスビール記念館常設展示	渋谷区	
ショートショート フィルムフェスティバル & アジア 2013		
第23回全国ネイチャーゲーム研究大会 IN 東京 東京温故知新～教えてあげたい江戸の魅力～記念講演会		
「たしなむスポーツ健康展」～戦前資料を中心に～(仮称)	中野区	
第15回クプナ・フラ・フェスティバル	杉並区	
杉並区郷土博物館常設展示		
としま染井吉野桜名所と商店街さんぽ	豊島区	
としま池袋東口商人まつり		
池袋ジャズフェスティバル		
フォーク&カントリーウエストパークフェスティバル 2013		
としま巣鴨商人まつり		
としま池袋西口商人まつり		
ふくろ祭り		
としま池袋本町商人まつり		
としま椎名町商人まつり		
みらい館大明まつり		
としま大塚商人まつり		
フェスティバル/トーキョー		
駒込染井桜開花まつり		
交通安全運動と巣鴨染井吉野桜まつり		
飛鳥山博物館開館15周年記念春期企画展「ボンジュール、ジャポン ゆかしい和のかたちと風景」		北区
北区民オーケストラ及び北区民混声合唱団 演奏会		
北とびあ演劇祭		
北とびあ国際音楽祭 2013		
第34回 あらかわの伝統技術展	荒川区	
荒川ふるさと文化館企画展 「東京の氷」(仮称)	板橋区	
植村冒険館常設展示		
練馬区立石神井公園ふるさと文化館常設展	練馬区	
春の花火と千本桜まつり	足立区	
しょうぶまつり&スタンプラリー		
足立の花火		

プログラム名	会場地	
あだち区民まつり (A-Festa)	足立区	
光の祭典		
葛飾柴又寅さん記念館&山田洋次ミュージアム常設展示	葛飾区	
葛飾区郷土と天文の博物館常設展示		
江戸フィル・スプリングコンサート	江戸川区	
太鼓連盟発表会		
江戸フィル・子どもと親のためのコンサート		
新人演奏会		
子ども文化フェスティバル		
ふれあいこどもまつり	八王子市	
フラワーフェスティバル由木		
オヤジバンドフェスティバル		
文化財見て歩き		
「ドラゴンクエスト」コンサート		
柳家小三治落語会		
八王子まつり		
シアタープロジェクト		
子ども甲冑づくり教室		
フォレストコンサート		
オリンピック関係写真・ポスター展示&レクチャー		
2012年ロンドンパラリンピック大会栄養サポート事業展示		
第63回八王子市民文化祭		
歴史講座(生涯学習フェスティバル)		
八王子いちょう祭り		
第11回八王子車人形と民俗芸能の公演		
第3回ガスパール・カサド国際チェロ・コンクール in 八王子		
中学生絵画展		
クリスマスジャズライブ		
邦楽コンサート		
民俗芸能講座		
真夏の夜のジャズ		
モーニングコンサート		
世界の音楽を南大沢から		
南大沢ニューイヤーコンサート2014		
伝統芸能体験・発表講座発表会		
郷土の響きシリーズコンサート		
第2回立川いったい音楽まつり		立川市
富士見町文化祭		

プログラム名	会場地
立川吹奏楽団 第42回定期演奏会	立川市
第25回立川よいと祭り	
多摩の魅力発信事業「多摩フェスティバル(仮称)」	
第56回立川市民文化祭 華道展	
栄町文化会	
第39回立川市民合唱祭	
第56回立川市民文化祭フェスティバル 展示	
第26回大正琴演奏会	
第56回立川市民文化祭フェスティバル 公演	
第56回立川市民文化祭 立川市ギター倶楽部定期演奏会	
吉祥寺美術館常設展示	武蔵野市
都民と消防のふれあいコンサート	
第2回武蔵野市トレジャーハンティング	
吉祥寺アニメワンダーランド	
三鷹産業プラザまるごと夏まつり 2013	三鷹市
第4回三鷹コミュニティシネマ映画祭	
第19回まちづくりフォトコンテスト	
ミュージアムロード&東京国体カヌーコースのアカデミハイク	青梅市
生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭 2013	
市民会館・市立美術館・郷土博物館3館合同事業イベント	
青梅市御嶽山のイベント薪神楽	
赤塚不二夫記念館開館10周年記念イベント	
青梅のスポーツ展(仮称)	
府中わくわくウォークフェスタ～府中の自然と文化財めぐり～	
立川管弦楽団第64回定期演奏会	府中市
府中の森笑劇場第200回記念「江戸落語たっぷり会」	
スポーツ祭東京2013記念特別コンサート	
第49回府中市民芸術文化祭	
第5回あきしま郷土芸能まつり	昭島市
第41回昭島市民くじら祭	
昭島市民文化祭	
第7回昭和の森音楽祭	
第45回昭島市産業まつり	
青少年フェスティバル	
調布市郷土博物館常設展示	調布市
第97回調布市美術協会展	
野川桜ライトアップ	
国領千年乃藤まつり	

プログラム名	会場地
武者小路実篤記念館 春季展	調布市
武者小路実篤記念館 春の特別展	
なんじゃもんじゃコンサート	
深大寺薪能	
第56回調布市郷土芸能祭りばやし保存大会	
武者小路実篤記念館 夏休み企画展	
調布市花火大会	
おらほ仙川夏祭り	
21st キンダー・フィルム・フェスティバル	
野川灯籠流し	
調布よさこい2013	
神代植物公園秋のバラフェスタ	
武者小路実篤記念館 秋季展	
下石原八幡神社獅子舞	
調布市商工まつり	
近藤勇誕生祭	
桂幸丸 落語会 「心が幸せに丸くなる会」	
町田市立国際版画美術館 反骨の画家 利根山光人（とねやま こうじん）展	
町田市立博物館開館40周年記念 舛田コレクション-ベトナム陶磁の精華-展（仮称）	
スポーツ祭東京2013 子ども向け文化まつり（仮称）	
スポーツ特集コーナーの開設	
町田市立国際版画美術館 静かな詩情 銅版画の色と光展	
文学・ことばをテーマとした講演会・講座（仮称）	
映画会の開催（スポーツ作品特集）	
まちだのスポーツ写真展	
スポーツ祭東京2013開催記念スポーツ文化講演（仮称）	
スポーツ祭東京2013町田市開催記念写真展（仮称）	
町田市おもてなし お茶会（仮称）	
スポーツデザイン展（仮称）	
町田市立国際版画美術館 縁起もの-版画と絵画で楽しむ吉祥図像展	
スポーツ祭東京2013町田市開催記念書道展（仮称）	
町田市花壇コンクール	小金井市
第3回「まちだ観光フォトコンテスト」2014	
第35回小金井阿波おどり	
青少年のための科学の祭典 東京大会 in 小金井	小平市
東京大茶会	
小平ブルーベリーまつり	日野市
多摩ZOO大会	日野市

プログラム名	会場地
立川管弦楽団第65回定期演奏会	日野市
日野駅周辺史跡・資料見どころガイドツアー	
東村山菖蒲まつり	東村山市
並木公民館まつり	国分寺市
本多公民館新緑まつり	
恋ヶ窪公民館祭	
武蔵国分寺跡資料館常設展示	
光公民館まつり	
ふれあいまつり・もとまち	
いずみ春の祭典	
くにたち児童絵画・版画展	
福生市郷土資料室企画展示 「福生の成り立ちと人々のあゆみ（仮称）」	福生市
福生市郷土資料室企画展示 「平和のための戦争資料展」	
福生市郷土資料室企画展示 「旧熊川村の世界展（仮称）」	
福生市郷土資料室ミニ展示 「スポーツ写真展（仮称）」	
福生市郷土資料室企画展示 「ミキノクチ展（仮称）」	
福生市郷土資料室特別展示 「資料が語る福生の歴史展（仮称）」	
狛江古代カップ第23回多摩川いかだレース	狛江市
多摩川流域郷土芸能フェスティバル	
東大和市まちフォトコンテスト	東大和市
第2回東大和市グルメコンテスト “うまかんべえ～祭”	
東大和市環境市民の集い	
第43回東大和市民文化祭	
フレッシュ名曲コンサート	
第44回産業まつり	
第36回福祉祭	
清瀬ひまわりフェスティバル	清瀬市
中里火の花祭り	
東久留米市郷土資料室常設展示	東久留米市
第42回東久留米舞踊連盟発表会	
第19回 春の祭典	
東日本大震災復興支援イベント まろにえ祭り	
東久留米市吹奏楽団 第25回定期演奏会	
東久留米市歌謡連盟七夕歌謡祭	
第43回東久留米市民文化祭	
ひまわりガーデン武蔵村山	武蔵村山市
観光納涼花火大会	
福祉まつり	

プログラム名	会場地
村山デエダラまつり	武蔵村山市
Food（風土）グランプリ	
ダンス発表会	
パルテノン多摩 マジックサウンドルーム無料開放	多摩市
大丸用水	稲城市
桜・梨の花まつり	
稲城市民文化祭	
稲城市郷土資料室 郷土資料の公開、展示	
はむら花と水のまつり	羽村市
第38回はむら夏まつり	
第13回はむらふるさとまつり	
第44回羽村市文化祭	
第44回羽村市産業祭	
羽村市郷土博物館 企画展 新収蔵品展（仮称）	
羽村市郷土博物館 季節展示 鯉のぼり/五月人形飾り	
羽村市郷土博物館 季節展示 七夕かざり	
羽村市郷土博物館 季節展示 お月見かざり	
羽村市郷土博物館 企画展 古地図展（仮称）	
羽村市郷土博物館 季節展示 お正月かざり	
羽村市郷土博物館 季節展示 まゆ玉かざり	
羽村市郷土博物館 企画展 むかしのくらし	
羽村市郷土博物館 企画展 ひな人形展	
第29回あきる野映画祭	あきる野市
第11回あきる野夏まつり	
環境フェスティバル・同時開催アースデイフェア in 西東京	西東京市
第45回瑞穂町総合文化祭	瑞穂町
日の出桜祭り	日の出町
ひので夏まつり	
日の出町産業まつり	
第25回払沢の滝ふるさと夏まつり	檜原村
山のふるさと村クラフト体験	奥多摩町
せせらぎの里美術館常設展	
奥多摩ふれあい広場フェスティバル2013 奥多摩セラピーウォーク	
第36回奥多摩納涼花火大会	
郷土芸能フェスティバル	
ヘブンアーティスト公演	
大島町郷土資料館常設展示	大島町

プログラム名	会場地
利島村郷土資料館企画展示 「利島と椿の歴史」	利島村
新島村博物館常設展示	新島村
神事 かつお釣り	神津島村
神津島村郷土資料館常設展示	
WERIDE 三宅島 親子サマーキャンプ	三宅村
WERIDE 三宅島 エンデューロレース	
御蔵島村観光案内所常設展示	御蔵島村
八丈町歴史民俗資料館常設展示	八丈町
第37回牛祭り	青ヶ島村
小笠原村郷土資料館常設展示	小笠原村
東京グルメの祭典（仮称）	調整中
スポ祭ダンスコレクション（仮称）	
東京アートポイント計画「TERA TO TERA」	
ヘブンアーティスト公開審査	
子供未来とうきょうメッセ	

※会場地数は、23区26市5町8村

18 デモンストレーションとしてのスポーツ行事

デモンストレーションとしてのスポーツ行事は、次表のとおりとし、実施については、デモンストレーションとしてのスポーツ行事实施基準に基づく実施要項による。

行事名	会場地
インディアカ	八王子市
インドアペタンク	昭島市
ウォーキング	板橋区、武蔵野市、小平市、国分寺市、国立市、武蔵村山市、瑞穂町、奥多摩町
ウォークラリー	文京区
ガーデンゴルフ	杉並区
キンボール	中央区、豊島区、荒川区
グラウンド・ゴルフ	品川区、葛飾区、八王子市
ゲートボール	大田区
サーフィン	新島村
3B体操	新宿区
視覚障害者クライミング	東久留米市
自転車（ヒルクライム）	檜原村
シニアソフトボール	福生市
障害者ゴルフ	北区

行 事 名	会 場 地
少年少女スポーツクライミング	東久留米市
少年少女スポーツサッカー	北区、清瀬市、多摩市
少年少女スポーツハンドボール	多摩市
少林寺拳法	八王子市
スポーツチャンバラ	東大和市
スポーツ吹矢	多摩市
ソフトバレーボール	練馬区、神津島村
ターゲットバードゴルフ	八王子市
ダーツ	葛飾区
太極柔力球	葛飾区
躰道	中野区
ダブルダッチ	府中市
ダンススポーツ	立川市
綱引	羽村市
ティーボール	東村山市、西東京市
ドッジボール	大田区
ドッジビー	千代田区、調布市
トランポリン	足立区
ネオテニス	八王子市
バウンドテニス	葛飾区
パドルテニス	三鷹市
パワーリフティング	小平市
ハング・パラグライディング	大田区
ビーチボール	台東区、青梅市、狛江市
ビリヤード	豊島区
フィッシング	三宅村
フォークダンス	府中市
武術太極拳	中央区
フットサル	墨田区
ブラインドサッカー	八王子市
フラダンス	利島村
フラッグフットボール	中野区
ふれあいビーチバレー	小笠原村
ふれあいフットサル	御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
ボールルームダンス	中央区
ミニテニス	立川市
ミニバレー	目黒区
ユニバーサル駅伝	大田区

行 事 名	会 場 地
ユニバーサルホッケー	豊島区
ユニホック	稲城市
ラジオ体操	墨田区、杉並区
レクリエーションダンス	町田市
ローラースポーツ	江戸川区

※会場地数は、19区23市3町8村

19 そ の 他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が納入締切日までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

第68回国民体育大会における監督への 公認スポーツ指導者資格義務付けに係る取り扱いについて

監督については日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

なお、第68回大会における特例として、以下の者の取り扱いについて、各競技において下表のとおり定める。

- (ア) 平成24年度公認資格養成講習会の修了者（平成25年10月1日付認定予定者）
- (イ) 平成25年度公認資格養成講習会の受講者

（平成25年3月7日現在）

競 技	H24修了者（H25.10月認定予定者）	H25受講者
陸上競技	○	—
水泳	—	—
サッカー	—	—
テニス	○	—
ボート	○	—
ホッケー	○	○
ボクシング	○	○
バレーボール	○	—
体操	○	○
バスケットボール	○	—
レスリング	○	○
セーリング	○	○
ウェイトリフティング	○	○
ハンドボール	○	—
自転車	○	○
ソフトテニス	○	—
卓球	○	—
軟式野球	○	○
相撲	○	—
馬術	○	○
フェンシング	○	○
柔道	○	○
ソフトボール	○	—
バドミントン	—	—
弓道	○	○
ライフル射撃	○	—
剣道	○	○
ラグビーフットボール	○	○
山岳	○	○
カヌー	○	○
アーチェリー	○	—
空手道	○	—
銃剣道	○	○
クレー射撃	○	○
なぎなた	—	—
ボウリング	○	—
ゴルフ	○	—

○・・・公認スポーツ指導者資格を有する者と同等の者として扱う。